

社援地発 0327 第 6 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が施行される。生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）の実施に当たっては、年金制度と新制度相互の担当部署が連携するとともに、国民年金制度における保険料免除制度の周知を図ることにより、生活困窮者の早期発見につなげることが期待される。

今般、国民年金保険料免除制度及び連携について下記のとおり通知するので、市町村の年金担当部署との連携を積極的に進めていただくとともに、必要に応じて日本年金機構年金事務所等へ協力を求めるなど、両制度の推進を図られたい。加えて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

また、年金関係機関との連携が円滑に行われるよう別紙 1 「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0 3 2 7 第 4 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により地方厚生（支）局を通じて市町村の国民年金担当部署へ、別紙 2 「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0 3 2 7 第 5 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により日本年金機構事業管理部門担当理事宛に通知されていることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 対象者の早期発見のための市町村年金担当部署等との連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要であり、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

市町村年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられるため、これらとの連携は非常に重要である。

日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図れるよう、新制度所管部署においては、年金事務所に対し事業の実施体制や自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）について情報提供を行うこと。

2 自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の規定に基づき、被保険者、配偶者及び世帯主のいずれもが次の条件に該当する場合等に、申請により国民年金保険料の納付が免除となる。

- ① 前年所得が一定額以下の場合
- ② 地方税法に定める寡婦・障害者であって前年所得が一定額以下の場合
- ③ 天災、失業等の事由がある場合

また、前年所得が全額免除の要件に該当しない場合でも、前年所得が一定額以下の場合には保険料の四分の一、半額又は四分の三が免除となる保険料の一部免除制度や30歳未満（平成28年7月以降は50歳未満）の者については、世帯主が免除の要件に該当しない場合であっても保険料の納付を猶予する納付猶予制度がある。

生活困窮者は上記の要件に該当する可能性があるため、生活困窮者の支援においては、国民年金保険料免除制度を周知するとともに、生活困窮者が国民年金保険料の納付が困難となっている場合には、保険料免除に係る申請を積極的に促すようお願いしたい。

また、国民年金の保険料免除申請の促進に当たっては、新制度及び年金制度の担当部局で相互に情報共有を図り、申請方法等について理解の上、進める必要がある。

(参考)

国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

年管管発 0 3 2 7 第 4 号
平成 27 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、失業、疾病、家族の介護、本人の心身の状況など複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計相談支援事業などによる支援を提供するものである。

生活困窮者は、国民年金保険料の免除等の要件に該当する可能性があることから、生活困窮者に対して国民年金保険料免除制度の周知及び年金担当機関との連携を図るよう「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」（平成 27 年 3 月 27 日付社援地発 0 3 2 7 第 6 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により各都道府県、指定都市及び中核市の新制度主管部局長宛に別紙 1 のとおり通知されたところである。

生活に困窮する地域住民の自立及び年金受給資格等の確保に資するために、下記について、新制度主管部局との連携が図られるよう管内の市町村へ周知を図られたい。

なお、「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0 3 2 7 第 5 号）により日本年金機構事業管理部門担当理事宛に別紙 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

1 新制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要である。また、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。さらに、新制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。

このため、新制度主管部局又は自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）から、新制度の周知用チラシ等の送付があった場合は、国民年金担当窓口で当該チラシ等を備え付けるなど、可能な範囲で新制度の周知に協力していただきたい。

また、国民年金保険料の納付や免除等申請の相談の際に、生活に困窮していることが認められた場合には、適時、自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。

さらに、新制度主管部局又は自立相談支援機関から要請がある場合は、協力が可能な範囲において、本人に同意を得た上で、年金に係る情報を自立相談支援機関に提供していただきたい。

2 自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知のための協力

新制度主管部局又は自立相談支援機関から、国民年金保険料免除制度に関する問い合わせや、国民年金保険料免除・納付猶予申請書用紙、国民年金保険料免除制度の周知用チラシ等の提供の求めがあった場合は、積極的な対応を行っていただきたい。

年管管発 0 3 2 7 第 5 号
平成 27 年 3 月 27 日

日本年金機構
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、失業、疾病、家族の介護、本人の心身の状況など複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計相談支援事業などによる支援を提供するものである。

生活困窮者は、国民年金保険料の免除等の要件に該当する可能性があることから、生活困窮者に対して国民年金保険料免除制度の周知及び年金担当機関との連携を図るよう「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」（平成 27 年 3 月 27 日付社援地発 0 3 2 7 第 6 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により各都道府県、指定都市及び中核市の新制度主管部局長宛に別紙 1 のとおり通知されたところである。

生活に困窮する被保険者の自立及び年金受給資格等の確保に資するために、下記について、新制度主管部局との連携が図られるよう年金事務所に周知を図られたい。

なお、「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0 3 2 7 第 4 号）により地方厚生（支）局を通じて市町村の国民年金担当部署へ別紙 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

1 新制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築

生活困窮者については、早期から支援を行うことにより、より効果的な自

立の促進につながるものである。また、新制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。

このため、新制度主管部局又は自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）から、新制度の周知用チラシ等の送付があった場合は、年金事務所の国民年金担当窓口で当該チラシ等を備え付けるなど、可能な範囲で新制度の周知に協力すること。

また、国民年金保険料の納付や免除等申請の相談の際に、生活困窮者から新制度に関連する相談等があった場合は、自立相談支援機関へ相談に行くよう促すこと。

なお、新制度主管部局から年金事務所に対し、事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供が行われることにより、自立相談支援機関と直接連携協力を行うこと。

2 新制度主管部局及び自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知のための協力

新制度主管部局又は自立相談支援機関から、国民年金保険料免除制度に関する問い合わせや、国民年金保険料免除・納付猶予申請書用紙、国民年金保険料免除制度の周知用チラシ等の提供の求めがあった場合は、積極的な対応を行うこと。

国民年金保険料の未納を防ぐために…

知っていますか？ 保険料の免除制度

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることができなくなることがあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「**全額免除**」または「**一部免除**」される制度があります。

▶ **全額免除**… 保険料の全額※を免除 ※平成 26 年度は月額 15,250 円

▶ **一部免除**… 保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

<免除が承認された場合の保険料額>

【平成 26 年度】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料額（月額）	0 円	3,810 円	7,630 円	11,440 円

* 減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、下の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除 ▶ $(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$

4分の3免除 ▶ 78 万円

半額免除 ▶ 118 万円

4分の1免除 ▶ 158 万円

+ 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

* 申請者本人のほか、配偶者および世帯主のいずれの方も、前年所得が上の計算式の数値以下である必要があります。

* 平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月分の申請については、平成 25 年中の所得で審査を行います。

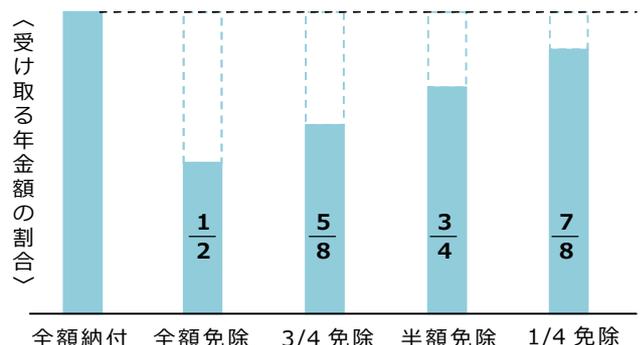
⚠ 将来の年金への影響

免除が承認された期間は、全額納付した場合と比べ保険料負担が軽減されているため、右図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

* 免除が承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

* 平成 21 年 3 月以前の免除期間は、以下のとおり右図の割合とは異なります。

- 全額免除…1/3
- 4分の3免除…1/2
- 半額免除…2/3
- 4分の1免除…5/6



⚠ 付加年金・国民年金基金に加入している方はご注意ください

全額免除または一部免除が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できません。
また、付加年金および国民年金基金は、さかのぼっての加入ができません。

免除を受けるには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予[※]申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にご提出ください。（郵送も可能です）

この申請書は各窓口にご用意しているほか、日本年金機構ホームページからも印刷できます。

※納付猶予…30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）のことです。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合には、申請が不要になります。ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

申込方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」にある継続希望欄の「★（はい・いいえ）」の『はい』に○をつけてご提出ください。

* 審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

過去2年までさかのぼって免除申請ができます

平成26年4月より、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

免除期間の保険料は、あとから納めることができます

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これを補うために、10年以内（例：平成26年7月分 → 平成36年7月まで）であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

「免除」や「追納」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索